

県産品スポット販売支援事業に係る助成金額について

県産品スポット販売支援事業助成金交付要領第3の2でいう助成金額について、以下のとおり定める。

1 助成単位

助成単位は、1日を1単位とし、原則として1日あたり最低3時間以上販売を行うものとする。

2 助成金額

助成金額は、1単位あたり1万円とする。